

第2回 検査制度見直しに係る規格類意見交換会 議事録

1. 日時：平成29年1月26日（木）15：00～17：00

2. 場所：電気事業連合会 1605会議室

3. 出席者：（敬称略，順不同）

日本原子力学会 成宮

日本機械学会 波木井、宮口

日本電気協会 高橋、大山、大平、井上

原子力安全推進協会 齊藤

中部電力 鈴木

電気事業連合会 横尾、浜田、鈴木、東海（13名）

4. 配付資料

資料2-1 検査制度見直しに伴い整備が必要と考えられる規格類について

資料2-2 検査制度見直しに伴う必要検討事項に対する規格・基準類の関係

資料2-3 学協会規格整備計画の見直し案(NISA 報告書等「52」項目+新規制基準ガイド等)
(機械学会)

5. 報告事項

(1)検査制度見直しに伴い整備が必要と考えられる規格類について

電事連横尾より、資料2-1、資料2-2を用いて、検査制度の見直しに伴う必要検討事項に対する規格・基準類の関係と、事業者として見直しが必要と考える規格類について説明し、意見交換を実施した。

(2)規制側のニーズの確認について

事業者のニーズを整理した上で、規制庁との面談を2月20日の週に実施し、規制側のニーズを確認する。

(3)その他

次回は3月6日（月）9：30～12：00に実務者レベルでの意見交換を実施する。

6. 主な発言内容

- ・本日は事業者として見直しが必要と考える規格類を提示し、議論したいと考えているが、検査制度の見直しに伴って必要な規格以外にも、今回の炉規法の改正によって廃止措置等についても変更があるのでそれらに関連する規格や、事業者としてエンドースに向けて早めに制定したい規格もあるので、この3つを念頭において優先順位を考えないといけない。
- ・資料2-2は、関連する規格類の抜けがないように整理する目的で作成したものであり、今後の検討を踏まえて内容を充実させていく。

- ・事業者が制定、見直しが必要と現時点で考えている規格・基準類は、資料2-1の別紙1に記載している22項目であるが、これらに関連する規格類に抜けがないか確認していただきたい。
- ・事業者側のニーズが整理できた段階で規制庁と面談し、規制側のニーズについても確認したいと考えている。
- ・規格類の整備については、第1段階と第2段階に分けて考えているが、第2段階のPRAやリスク評価の活用については検討に時間を要することから、第1段階と並行して検討を進めたい。これらはリスクの推進調整会議で議論していくものと考えており、原子力学会とNRRCにも協力をお願いしたい。
- ・JANSIに関しては、自主的安全性向上の観点でのPIの検討という点でつながりがあると考えている。規制の観点のPIとは別に、事業者のPIのガイドラインをつくっていくかどうかを別途相談したい。
- ・JEAC4212「原子力発電所における炉心・燃料に係る検査規程」については、燃料メーカーにおける検査を規定するのであれば、改定ではなく新規制定の方がよい。
- ・JEAC4211「取替炉心の安全性評価規程」については、当初よりエンドースを視野に入れて改定作業をしており、次年度制定予定。
- ・再処理関係は、設計、溶接、維持の規格はあるが、処理、処分に関しては原子力学会で考え方、設計のようなものはあるが、処分容器の検討はまだ行われておらず、JSMEが検討するとすれば分科会をつくり、人を集めるところから始める必要がある。
- ・JEAC4209「原子力発電所の保守管理規程」については、改定の方向性について日本電気協会検討会関係者で議論した結果を後日報告する。リスク情報の活用の記載については、原子力学会にも相談しながら検討する。
- ・燃料工場そのものが事業として認可を受けるときの検査についての規格は必要ではあるが優先順位は低い。
- ・JEAC4111「原子力安全のためのマネジメントシステム規程」については、GSR Part 2を入れようとしていて、技術基盤課からも検討会に入っている人がいるので、状況は理解していただいていると認識。
- ・JEAG4612「安全機能を有する電気・機械設備の重要度分類指針」について、SA機器に関しての改定を意味しているものと思われるが、大掛かりな改定になることが想定されるため、可否を含めて規制庁との調整が必要。
- ・火山対策、津波対策については、既に検討会があり規格検討が進められているので状況を確認した上で、見直しの必要性を検討する。
- ・竜巻防護については、JSMEに竜巻ミサイルの評価ガイドがあるが、日本電気協会には現在、規格化を検討できる検討会がない。設計や検査等についても規格化が必要かについては、再度、事業者のニーズを確認したい。
- ・可搬型設備の保守については、JEAG4210「原子力発電所の保守管理指針」にも記載されている。
- ・特定重大事故対処設備については、PP上規格化はできない。

- ・ J E A C 4 6 1 1 「安全機能を有する計測制御装置の設計指針」については、S A 計装の取り込みが必要。
- ・ 検査制度見直しに伴う規格・基準となると、I P（検査手順書）で規制側が何を見るのかが分からないと、何を規格化すべきか抽出するのは難しいというのが正直なところ。
- ・ いろいろ議論があったが、今後は、今回出した事業者ニーズを基に議論を進めていく方針としたい。
- ・ 規制側ニーズの規格については、どういった観点から規格化が必要であるかについて規制庁に確認する方向で調整する。

以 上